

I . 総括研究報告

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））
「社会保障費用をマクロ的に把握する統計の向上に関する研究」
総括研究報告書（平成 28 年度）

研究代表者 勝又幸子（国立社会保障・人口問題研究所 情報調査分析部長）

研究要旨

人口の少子高齢化が進展する中、地方政府が地域特性に応じ独自に実施する事業の重要性が高まることが予想される。今後の社会保障財源をめぐる議論等の基礎データとして、社会保障費用統計において、客観的合理的な基準である国際基準に沿って、継続的に全体像を把握することが求められている。また、社会保障・税一体改革大綱(2012年)において「地方単独事業を含め、財源構成に関わりなくその事業の機能・性格に着目した社会保障給付の全体像の整理」が指摘され、社会保障4経費への消費税増収財源の充当が国民に対する誓約となった。消費税が5%から8%に変更されたことが、どのように地方自治体の社会保障財源に影響したのかを検証するために必要なデータとしての2014年度決算統計は平成27年度末に出揃った。平成29年地方財政白書によると、地方公共団体の平成27年度決算額において社会保障施策に要する経費は17兆7,669億円(平成26年度:17兆5,017億円)、うち社会保障4経費に則った範囲の社会保障給付費にあてられる経費は14兆2,587億円(平成26年度:13兆9,387億円)とされた。社会保障費用統計において地方自治体の財源とされている(他の公費負担)額は13兆196億円(平成26年度)であるから、白書と社会保障費用統計の間には額にて約4兆5千億円(平成26年度)の乖離が存在する。この乖離の一因が社会保障費用統計の集計手法にあること、すなわち地方単独事業の集計値が十分に反映できていないという問題である。本研究では、この問題を解決するための基礎的情報の収集と具体的な対処方法の提案を目指している。

研究は3つの側面から進められた。1)自治体ヒアリング調査、2)各国事例、国際機関調査、3)関連研究である。1)については、3年計画の2年目である平成28年度において、1年目と同様の自治体ヒアリングを実施したほか、研究分担者がそれぞれ独自の視点で社会保障費用統計における地方単独事業について考察を行った。研究分担者独自の視点からの自治体ヒアリングも交えた研究報告として、子育て支援に関する地方自治体の支出と社会保障費用統計における推計方法との比較が報告された(山重研究分担者)。また、近年地域包括ケアシステムなどに代表される地域の自治組織やNPOなどとの協働による政策についても、そこに社会保障の機能が期待されていることから、自治体の事例調査にもとづいた報告がおこなわれている(沼尾研究分担者)。2)については、国際機関調査として、EUROSTATの社会保護統計(ESSPROS)の基準改定にむけた動向の調査を報告している。また、国際比較で指摘される国際統計基準間の地方政府負担の違い、具体的にはILO基準で約10%に対して、SNA基準では41~48%と推計している研究があることをふまえて、なぜ統計による地方政府の構成比、国際比較の位置づけがこれほど大きく異なるのか、理由を明らかにした(竹沢研究分担者)。3)関連研究としては、本研究で自治体ヒアリングの対象としている総務省データ「『社会保障施策に要する経費』に関する調査」の公開と社会保障費用統計における利用可能性について、地方自治財政の政

策執行過程からの考察がおこなわれている（高端研究分担者）。また、過去に各府省や都道府県が独自に社会保障に関連する地方単独事業について調査した事例について情報収集し、その意義と活用について考察が行われた（渡辺研究分担者）。社会保障の地方単独事業による給付として唯一決算による把握がおこなわれている「地方自治体の単独医療費」に関連して、国民健康保険の減額調整措置が行われている事実について、子どもの医療費助成制度を含む医療保険制度における自己負担軽減措置の日本の医療保障制度における理論的位置づけについて法的考察をおこなった（黒田研究分担者）。

2016年にOECDが更新したSOCXにおいて2014年時点で韓国の家族支出の対GDP比が1.40%と日本の1.34%を上回っていたことが明らかになった。特に、韓国では保育等の就学前社会サービスでの支出額の伸びが大きく、少子化対策が支出増にあらわれている。保育サービスは基礎自治体において実施されるものであるから、韓国における地方自治体の社会支出の把握の正確さをあらわすものと理解できる。前年度の報告書で紹介したように、社会支出の把握に行政情報を国の財政統計システム利用を含めて行っている韓国の体制に学ぶところは多い。

当該年度は本研究の3年計画の中間年にあたる。1年目の報告において、2年目実施することを目指していた国際基準に合わせた新しい「社会保障関係費調査」の調査票に数値を記入してもらうパイロットスタディは断念した。自治体は、当該調査は総務省から依頼されて提出する業務統計であり、研究目的の開示に消極的な上、国際基準に沿った調査票に協力する人的余裕もないとの見解だった。このような状況を踏まえて、総務省様式をベースに国際基準および自治体の決算データの実情を踏まえた独自調査票の様式およびマニュアル案の提示を最終年度の目標としたい。

研究分担者

黒田 有志弥（国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部第3室長）

高端 正幸（埼玉大学大学院人文社会科学部准教授）

竹沢 純子（国立社会保障・人口問題研究所企画部第3室長）

沼尾 波子（日本大学経済学部教授）

山重 慎二（一橋大学経済学研究科、国際・公共政策大学院教授）

渡辺 久里子（国立社会保障・人口問題研究所企画部研究員）

研究協力者

山田篤裕（慶應義塾大学経済学部教授）

A. 研究目的

少子高齢化が進展する中、地方政府が地域特性に応じ独自に実施する事業の重要性が高まることが予想される。今後の社会保障財源をめぐる議論等の基礎データとして、社会保障費用統計において、客観的合理的な基準である国際基準に沿って、継続的に全体像を把握することが求められている。

我が国の社会保障費用をマクロ的に把握する統計として、国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）の社会保障費用統計が国際基準に沿った分類集計を行っている。国際基準に従えば地方単独事業も集計対象となる。社人研では1990年代半ばより総務省「地方財政調査」等を使った地方単独

事業の推計方法（勝又 1998、齋藤・中井 1995）の検討、および諸外国における地方単独事業に相当する費用把握の現状（Adema et al.2012）について国際機関や諸外国の集計担当者から情報収集を行ってきた。しかし 2015 年現在においても、データの制約により、一部（公立保育所運営費、医療費）しか計上できていない。

社会保障・税一体改革大綱（2012）において「地方単独事業を含め、財源構成に関わりなくその事業の機能・性格に着目した社会保障給付の全体像の整理」が指摘された。この関連で、総務省が 2011 年「社会保障関係費調査」に基づき地方単独事業費の規模を初公表し、さらに 2012 年に厚労省が「社会保障費用の範囲に関する検討会」を設置、同報告書に基づき、総務省との間で集計範囲の一定整理が行われた。こうした実務上の進展を理論面から再度整理した上で、社会保障費用統計に地方単独事業を総合的に計上する具体的な方法の検討が必要である。

そこで、本研究は、社会保障関係の地方単独事業を国際基準に沿って把握するための基礎的研究として、国際基準の検討と自治体事例調査に基づき、集計範囲や分類基準の理論的整理を目的とする。

B. 研究方法

総務省の 2011 年「社会保障関係費調査」と 2012 年の厚労省「社会保障費用の範囲に関する検討会」の実務上の整理は、国際基準や自治体の事例を十分に検討したとはいえ、またその範囲は税と社会保障の一体改革で論点となっていた社会保障 4 経費に限られ、4 経費以外の政策分野については未検

討であった。本研究では、まず国際機関や自治体の事例を検討し、より客観的で総合的な範囲の検討を行った。

1) 自治体ヒアリング調査

2 年目は、1 自治体を対象に、『社会保障施策に要する経費』に関する調査を作成している自治体担当者へのヒアリング調査を実施した。

また、2 年目は研究分担者がそれぞれ独自の視点で社会保障費用統計における地方単独事業について考察を行った。ひとつは、自治体における子育て支援、もうひとつは、地域の自治組織や非営利組織との協働の重要性が認識されるなかで実施されているさまざまな地域づくりの活動における地方単独支出についてヒアリングを行った。

2) 国際機関調査

研究分担者が ESSPROS 基準に関する作業部会への参加を通じて得た情報、および同基準に関する各種文書、データを利用して分析及び考察をおこなった。

3) 関連研究

文献や行政報告書を基にした考察を実施した。

（倫理面への配慮）

該当なし

C. 研究成果

1) 自治体ヒアリング調査

前年度は、「地方財政状況調査」と『社会保障施策に要する経費』に関する調査の実施状況や活用状況について総務省ならびに自治体の担当のヒアリングを実施したが、本年度は、後者『社会保障施策に要する経費』に関す

る調査」に自治体で対応する側からのヒアリングを実施した。

『社会保障施策に要する経費』に関する調査」が初めて行われたのが、2010年であり、集計結果が一般に公表されたのは、この時だけであるが、総務省からは毎年自治体にたいして、「地方財政状況調査」と併せて集計が依頼され継続実施されている。

今回ヒアリングにご協力いただいたF県では、総務省の指導のもとに、決算統計90表のバックデータを基に作成を行い、県が整備している決算統計システムから打ち出される帳票を加工の上、各所属に照会時に送付している。当該帳票を回答時のバックデータとして添付して提出させていた。帳票は所属毎、各事業の歳出節毎に作成されるため、所属間の重複心配はないとの回答だった。

一方、県がとりまとめている市区町村の調査については、市町から提出されたデータを集計方法に従って、集計用エクセルにはりつけて、足し上げ(調査票ごとに貼り付け方法、集計方法がことなり、調査票数×市町分、同じ作業を繰り返す)、次に、調査票ごとの合計と、総括表の合計数値に矛盾がないか確認し、矛盾があれば修正していることがわかった。一方、エクセルでの集計が、調査票の数×市町数の作業となり、調査票ごとに集計が異なることから、調査票の集計作業に時間がかかることもヒアリングから明らかになった。

県単独事業にかかる調査と市区町村の単独事業にかかる調査の間で、財源的に県からの補助を基に行われている事業についての重複の有無については確認しておらず、仮に県の単独社会保障関連費を算出するためには、県調

査結果と市区町村調査結果の純計を出す必要が確認できた。

2) 子育て支援に関わる地方歳出の実態と社会保障費用の推計-事例分析-(山重研究分担者)

社会保障に関わる地方歳出の推計に関しては、補助事業と地方単独事業に分けて分析した結果、補助事業でも、地方単独事業でも、過小推計の問題があることが、明らかになった。この問題を緩和し、より正確な社会保障費用の推計を行うために、推計方法を見直し、地方自治体の財政状況に関する国の情報収集の仕組みを見直すことで、補助事業についても、地方単独事業についても、実際の歳出額を把握することの必要性を明らかにした。

3) 住民協働による対人社会サービス確保と地方自治体の社会保障関係費用-市町村の福祉費支出-(沼尾研究分担者)

文献調査ならびに市町村へのヒアリング調査から、地域包括ケアシステムの導入等を通じて、地方自治体が地域運営組織との協働により、福祉サービスを確保する動きが生じていることが分かった。社会保障分野における市町村の歳出構造についてある都市自治体の決算書等をもとに考察を行い、自治体の社会保障分野における支出構造と、福祉を取り巻く「協働」の動きが決算書にどのように立ち現れるのかについて確認を行った。

4) 国際比較からみた日本の社会保障財源-地方単独事業の追加による試算-(竹沢研究分担者)

ESSPROS 基準に関する作業部会への参加を通じて得た情報、および同基

準に関する各種文書、データを利用して分析及び考察をおこなった。国際比較で指摘される国際統計基準間の地方政府負担の違い、具体的には ILO 基準で約 10%にたいして、SNA 基準では 41～48%と推計している研究があることをふまえて、なぜ統計による地方政府の構成比、国際比較の位置づけがこれほど大きく異なるのか、理由を明らかにした。

資料編として、2016 年基準改定のポイント、および ESSPROS 基準 2016 年版の仮訳を収録し、今後の地方単独事業の整理作業で容易に参照できるよう準備を進めた。

5) 社会保障関係の地方単独事業に関する総務省データの活用について—政府間財政関係論の見地から— (高端研究分担者)

総務省による社会保障地方単独事業の把握とその公表は、おおむね 2000 年代半ば以降、徐々に進展していることが確認された。しかし、さらなる詳細データの公表・開示や国際基準にそくした分類・整理の実施は、地方財源保障の現行システムにおける社会保障地方単独事業の位置づけとの関係で、容易ではないことを明らかにした。

6) 社会保障の地方単独事業に関する調査事例 (渡辺研究分担者)

既存の事例調査は大きく分けて①高齢、②子ども、③障害の 3 つに分類される。高齢者 (老人) を対象とした社会保障の地方単独事業については、総理府大臣官房老人対策室が 1979 年にとりまとめをした『地方公共団体における老人福祉単独事業の動向に関する調査事例』がある。

子どもを対象とした社会保障の単独事業は、2005 年に内閣府が『地方自治体の独自子育て支援施策の実施状況調査報告書』を公表しており、都道府県及び市町村における事業についてその目的別に予算額が報告されている。後続調査が 2013 年に実施され、『全国自治体の子育て支援施策に関する調査報告書』として取りまとめられているものの、これは先進事例等の事業内容が記載されているのみである。

障害者を対象とした社会保障の単独事業は、内閣府が 2003 年度～2014 年度分について調査を実施し、『障害者施策関係単独事業の実施状況等』として都道府県・政令都市別施策別に事業費の予算額を公表していた。

7) 子ども医療費助成に係る国保の減額調整措置とその見直しに関する一考察 (黒田研究分担者)

現状の子どもの医療費助成制度は、あくまで地方単独事業であり、その実施の是非や、給付の範囲、水準は都道府県及び市町村の裁量に委ねられていることから、理論的には、その権利性は脆弱である。

子どもの医療費助成制度と同水準の給付 (自己負担の軽減) を現行の公的医療保険制度の枠内で行うことは、理論的には困難と考えられる。

D. 考察

1) 自治体ヒアリング調査

『『社会保障施策に要する経費』に関する調査』は、地方財政状況調査 (決算統計) 表番号 90 一般行政経費の状況 その 1 (単独事業費) の範囲で集計されているが、市区町村レベルの集計では、総務省が毎年、県用と市区町

村用に提供している調査票の項目が共通しているため、県との合算が可能であるかのような印象をもつが、実態としては、県から市区町村へ財政移転されて実施される単独事業の重複があるため、重複を回避するために純計をもとめる必要がある。

2) 子育て支援に関わる地方歳出の実態と社会保障費用の推計-事例分析-(山重研究分担者)

社会保障費用の正確な把握は、少子高齢化のさらなる進展に伴い、厳しさを増す日本の財政状況を改善するために、極めて重要である。しかしながら、本稿における調査・研究は、現在の推計が過小となっている実態があることを示している。

社会保障費用全体から見ると、推定された「誤差」はそれほど大きいとは言えないかもしれない。しかし、特に、社会保障費用を事業の性格に応じて分類して分析・考察する場合、「誤差」は無視できるほど小さくないと考えられる。

例えば、子育て支援にかかわる社会保障費用は、近年、地方自治体が積極的に増加させる傾向が見られるが、その把握が正確に行われていないとすれば、政策評価、政策の効果に関する分析、国際比較による日本の社会保障政策の実態把握、そして政策・制度設計などが、不十分・不適切になってしまうという問題を抱えることになる。

3) 住民協働による対人社会サービス確保と地方自治体の社会保障関係費用-市町村の福祉費支出-(沼尾研究分担者)

市町村における社会保障地方単独

事業は、国庫補助負担金の一般財源化を通じて、いわば「義務的な」単独事業が増えていることが先行研究から明らかになっている。また、事例からも、地方単独事業費の多くを占めるのは、国民健康保険や介護保険給付費等の支出であることが確認されている。

しかしながら、財政難のなかで、増大する社会保障費の抑制に向けて、地域福祉の分野では、参加・協働を通じた対人社会サービスの確保が求められ、自治体には、そのプラットフォームを構築する役割が期待されている。社会保障費の「効率化」に向けて、在宅による医療・介護の連携等を通じた地域包括ケアシステムの構築が目指されており、地域運営組織が「準自治体」としてその役割を担う動きも生じている。ところが社会保障費には、直接的には事務費、管理費等は含まれておらず、また社会福祉協議会等の組織そのものの維持管理にかかる費用も含まれない。自治体のプラットフォーム機能や、地域の多様な経済主体との関係のあり方が異なる状況下で、これらの支出を「社会保障給付費」との関係でどのように整理するかが課題となる。

4) 国際比較からみた日本の社会保障財源-地方単独事業の追加による試算-(竹沢研究分担者)

ILO 基準と SNA による地方政府の構成比、国際比較の位置づけが異なる理由を明らかにした。

最大の理由は、作成目的の相違に由来する財源のとらえ方の違いである。SNA では「最終主体主義」により各セクターの最終支出者を重視、社会保障費用統計では「資金源泉主義」のもと財源の出所とその種類を重視する。「最終主体主義」に基づく SNA 原データ

による地方政府比率は 8.9%～21.7% で ILO と同等から二倍の水準にあるが、さらに林 (2017) は独自に国保等の地方政府が保険者の制度を社会保障基金から地方政府へ移動し 41～48% と推計している。本値を GFS による諸外国の地方政府支出と比較しているが、上記の独自推計は SNA/GFS に準拠しておらず、独自推計の操作を行っていない他国と比較することは不適切である。

つぎに、地方単独事業を含む社会保障財源の国際比較を試みた。日本の地方政府負担は 10% でドイツ (13%) と近い水準にある。総務省 (2011) 『社会保障関係の地方単独事業に関する調査結果』から、地方単独事業を含めて推計すると、地方政府の構成比は 14% へ上昇し、ドイツを上回る。

5) 社会保障関係の地方単独事業に関する総務省データの活用について—政府間財政関係論の見地から— (高端研究分担者)

現行の地方財源保障システムを前提とする政策過程において、2000 年代半ば以降、社会保障地方単独事業の総額を示すことが地方財源保障の堅持を図るために必要とされ、実際に進展がみられた。ただし、さらに子細な事業別歳出額や個別団体ごとのそれを開示することは、地方財政計画の策定における地方単独事業の調整弁的活用を困難とさせるであろう。また、それに ILO 等国际基準を適用して分類・整理すれば、地方財源保障の縮小を推し進めるための材料とされる可能性が高い。

6) 社会保障の地方単独事業に関する調査事例 (渡辺研究分担者)

これらの事例調査の実施時期をみると、各制度の制度改革の時期と重なっているように思われる。高齢は 1973 年に老人医療費が無料化され、また 1985 年に年金改正が実施された。子どもは 1995 年にエンゼルプランが、2000 年に新エンゼルプランが策定されている。障害は 2003 年に支援費制度が導入され、2005 年に障害者自立支援法が成立している。言い換えれば、各事例調査は制度改革の時期前後にしか実施・公表されていない。

7) 子ども医療費助成に係る国保の減額調整措置とその見直しに関する一考察 (黒田研究分担者)

子どもの医療費助成制度は、未就学児に限ればすべての市町村で実施されているが、あくまで、建前上は各市町村が独自の判断で実施していることであり、その受給権は必ずしも強固なものではない (ただし、現在実施されている医療費助成制度の範囲や水準を縮小することは、実際上は困難であると思われる)。

他方、国民健康保険制度において、市町村が独自に一部負担金の軽減を行った場合に公費の減額調整措置を行うことは、国庫の公平な配分という点ではある程度の合理性があるが、一部負担金の軽減がすべての市町村で行われているものであるとすれば、その合理性の根拠は薄弱である。

要するに、現状の子どもの医療費助成制度は、その実際上、あるいは、政策上の重要性にもかかわらず、公的医療保険との関係においても、受給者の権利性の観点からも制度的に曖昧な位置づけのものである。

E. 結論

1) 自治体ヒアリング調査

『社会保障施策に要する経費』に関する調査は、毎年総務省により各自治体に依頼が継続されている調査であり、調査票の項目についても、法改正や制度の変化に対応するように設計されており、回答担当者へのマニュアル（記入要領）も丁寧に作成されている。研究分担者（山重、高端）が指摘するように、実際の支出を把握することのできる貴重な情報であり、利活用すべき調査だと言える。問題は、自治体の担当者の負担感と自治体における利活用の可能性の低さにあらわれているように、調査実施者から政策的な位置づけと可能性の整理が必要であり、担当者にたいする説明が不足していることにある。ただ、現状で調査実施者がこの調査結果をきわめて限定的にし公表していないという事実からして、まずは貴重な行政データの利活用について、関係府省とも協議をはじめべきと考える。

2) 子育て支援に関わる地方歳出の実態と社会保障費用の推計-事例分析-（山重研究分担者）

社会保障費用に関わる地方歳出の推計に関しては、過小推計の問題があるため、可能な限り正確に社会保障費用をマクロ的に把握するためには、地方自治体の実際の歳出を収集・把握するシステムを構築する必要がある。それは理論的には可能であるが、その設計と実施には、多くの困難が伴う。

社会保障費用およびその分類の定義を明確にした上で、地方歳出の情報を収集し、国の歳出に基づく推計額ではなく、「実際の歳出額」を社会保障費

用統計に利用できるシステムを、地方自治体の会計システム・会計処理の実態に関する調査なども踏まえながら構築することが必要である。本研究に残された課題の一つである。

3) 住民協働による対人社会サービス確保と地方自治体の社会保障関係費用-市町村の福祉費支出-（沼尾研究分担者）

地域福祉に求められる機能と役割は複雑化・多様化しており、それに伴ってサービスの担い手も多様となっている。行政が直接給付するサービスのみならず、地域を構成する多様な担い手とともに提供されるサービスについて、トータルに把握するとともに、サービスの効率性について時系列で比較し、評価するためのデータ整理と把握が必要である。

4) 国際比較からみた日本の社会保障財源-地方単独事業の追加による試算-（竹沢研究分担者）

ILO と ESSPROS では集計範囲が異なるが、今回、日本は ILO 基準を使い、試みとして EU 諸国と比較を行った。今後、日本も ESSPROS 基準で整備すると、現在 ILO に計上されていない確定拠出年金等が追加される見込みで、社会保険料拠出の構成比が上昇、公費負担は低下の可能性がある。他方で、総務省（2011）は給付のみで投資的経費（施設整備費）を含まないが ESSPROS 基準に沿って財源に計上されれば、地方政府負担は増えるであろう。

精度の高い国際比較を可能とするために、ESSPROS 基準に準拠し、かつ地方単独事業も含むデータ整備が

必要である。

5) 社会保障関係の地方単独事業に関する総務省データの活用について一政府間財政関係論の見地から一(高端研究分担者)

今後、事業別の歳出決算額の詳細やその個別団体ごとの額の公表が実現されていくことも、国際基準にそくした社会保障地方単独事業の統計的分類・整理を目的とした総務省データの活用が許されていくことも、やや考えにくい。ただし、本研究事業が事例自治体における詳細データの分類・整理やそのためのマニュアル案の作成を行うことによって、それら具体的な成果をベースに今後の総務省データの活用可能性を総務省や地方団体と協議することが可能となる。それは、関係団体の理解を得るための有益な材料となりうる。

6) 社会保障の地方単独事業に関する調査事例(渡辺研究分担者)

各事例調査そのものは、地方自治体でどのような単独事業が実施されているかを把握するうえで有益である。しかしながら、定期的な実施・公表が見込めないのであれば、社人研『社会保障費用統計』を集計する際の基礎データとすることは難しいように思われる。

7) 子ども医療費助成に係る国保の減額調整措置とその見直しに関する一考察(黒田研究分担者)

子ども医療費助成など、地方単独事業により、一部負担金が法定割合より軽減される場合、一般的に医療費が増加するが、この波及増分については、その性格上、当該自治体が負担するものとされ、国庫の公平な配分という観点から国保の減額調整措置がなされて

いる。その趣旨からすれば、子ども医療費助成制度の適用範囲と水準が市町村間で大きな差がある場合には、当該減額調整措置はある程度の合理性がある。

しかしながら、少なくともすべての市町村が何らかの助成をしている未就学児の医療費助成については、上記の合理性を認めることは困難であり、国保の減額調整措置の見直しは必要である。

ただ、国の政策目標として、「希望出生率1.8」に向けた取組として、若者・子育て世帯への支援が掲げられ、妊娠・出産・育児に関する不安の解消のための具体的な施策が求められていることからすると、建前上は、国ではなく、都道府県や市町村がイニシアティブを有する子どもの医療費助成制度のあり方には疑問がある。

他方、仮に国レベルで子どもの医療費助成を行うとすると、既存の制度との整合性を図る必要があり、慎重な検討が求められる。

F. 健康被害情報

該当なし

G. 研究発表

1. 論文発表

当該年においては該当なし

2. 学会発表

沼尾波子(2016)「社会保障制度改革と自治体行財政の課題」『社会政策』第7巻3号,pp.12-26.

高端正幸(2017)「対人社会サービスと地方財政」沼尾波子・池上岳彦・木村佳弘・高端正幸『地方財政を学ぶ』有斐閣、pp.227-45(5月刊行予定)

高端正幸（2017）「地方財政計画と地方交付税一問うべきことを見つめ直す」『都市問題』第 108 巻第 5 号、頁未定（頁数：8 頁）（5 月 1 日刊行）

H. 知的所有権の出額・登録状況（予定もふくむ）

1. 特許取得
2. 実用新案登録
3. その他
 該当なし